

陳情文書表
(令和7年第2回定例会)

陳情第5号	令和7年2月25日受理
付託委員会	議会運営委員会
件名	陳情を他の議案と同じように審議し、その賛否の結果を図表にし、公表することに関する陳情
陳情要旨	
<p>【陳情事項】</p> <p>陳情を他の議案と同じように審議し、その賛否の結果を図表にし、ホームページ等で公表してほしいです。</p> <p>【陳情理由】</p> <p>陳情を他の議案と同じように審議し、その賛否の結果を図表にし、公表することはとても重要です。なぜなら、それを行えば、有権者が、全ての議員の「考え」や「目指しているもの」をより正確に知ることができるからです。</p> <p>有権者は、より良い社会を実現してくれる政治家に投票したいと思っていますが、そのような政治家を見分けるのは簡単ではありません。なぜなら、選挙に立候補する人は、街頭演説やマニフェスト等で、自分の「考え」や「目指しているもの」を表明しますが、それらが守られないこともあるからです。</p> <p>そのため、有権者が、全ての議員の「考え」や「目指しているもの」を、より正確に知るための仕組みが必要であると、私は考えています。</p> <p>この度の私の陳情のように、陳情を審議し、その賛否の結果を図表にし、議会のホームページで公表すれば、有権者は、全ての議員の「考え」や「目指しているもの」を、より正確に知ることができます。</p> <p>基本的に、議員は、自分に不都合な提案はしないので、議員提案の議案の賛否の結果だけでは、全ての議員の「考え」や「目指しているもの」を正確に知ることはできません。また、請願に関しては、そもそも議員の意に添わないものは受理されません。</p> <p>一方、陳情は、有権者の直接の声なので、陳情に対する賛否の結果を公表すれば、有権者は、全ての議員の「考え」や「目指しているもの」をより正確に知ることができます。</p> <p>これを実施するためには、陳情の取り扱い方を変える等をする必要があると思うので、実施することに躊躇する方もいると思います。</p>	

陳情文書表
(令和7年第2回定例会)

ですが、この取り組みは、私が確認しているところでは、すでに、全国の33の自治体で実施されています。(鳥取県、沖縄県、秋田市、宇都宮市、佐野市、日光市、新座市、我孫子市、船橋市、君津市、野田市、匝瑳市、銚子市、小金井市、武蔵野市、墨田区、練馬区、府中市、多摩市、海老名市、藤沢市、秦野市、小田原市、寒川町、茅野市、軽井沢町、聖籠町、金沢市、浅口市、日吉津村、長洲町、上天草市、人吉市)

県、中核都市、市、町、村で行われていることから、この取り組みは、どの自治体でも、実施可能だと私は考えます。

参考までにお伝えしますと、小金井市(東京)では、議案に「賛成」する議員は起立し、それをカウントすることによって賛否を確認し、図表を作成しているそうです。多摩市(東京)では、持参した陳情に関しては、他の議案と同じように審議し、議場で挙手によって賛否を確認しているそうです。聖籠町(新潟)では、市内在住の方の陳情については、他の議案と同じように審議しているそうです。寒川町(神奈川)では、町民に限らず、持参した陳情は全て審議対象としています。

私は、日本全国で、この取り組みが実施されれば、日本全体が良くなると考え、この陳情を全国の1,000の自治体に送付しました。

先日、東京都目黒区議会で、委員長と副委員長に、この陳情の趣旨説明をしました。目黒区では、8年前に賛否の結果の図をつくり公表するという話が持ち上がり、実施しましたが、A4サイズの議会だよりに掲載しているため、紙幅の関係から会派名のみを載せ、議員の名前は載せていませんでした。

ですが、今は、多くの方が、議会情報をネットで見えるようになったので、今回の私の陳情を機会に、全議員の名前が分かるようにした方がいいかもしれないと、前向きな考えを仰ってくださいました。

紙の議会だよりに掲載する場合は、「会派名のみが記載されている賛否の図」が掲載されているページに、会派名と所属議員の名前が書かれた図も載せるなどして、そのページ内で、全ての議員の賛否の結果が分かるようにしてはどうかと、お伝えしました。

全ての議員の「考え」や「目指しているもの」を、可能な限り正確に有権者に知らせることは、民主主義を成り立たせる上で不可欠なことであり、国民の

陳 情 文 書 表
(令和7年第2回定例会)

「知る権利」であると私は考えます。

今の議員さんは、みなさんが真面目に政治活動をされていると思いますが、この先不真面目な議員が増えてしまうことは、可能性としてはあり得ます。そうなったときに、全ての議員の「考え」や「目指しているもの」をより正確に知ることができる仕組みがあれば、そういった議員の不正や横暴を防ぐことができます。

これらの理由から、是非、この陳情を実施していただきたいと思います。